

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人星野民雄の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、原判決はなんら所論引用の判例と相反するものではないから（昭和四六年（あ）第一九〇一号同四八年三月二〇日第三小法廷判決・刑集二七巻二号一三八頁参照）、論旨は理由がない。その余の所論は、事実誤認の主張であつて、上告適法の理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五〇年二月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	藤 林	益	三
裁判官	下 田	武	三
裁判官	岸 上	康	夫
裁判官	団 藤	重	光